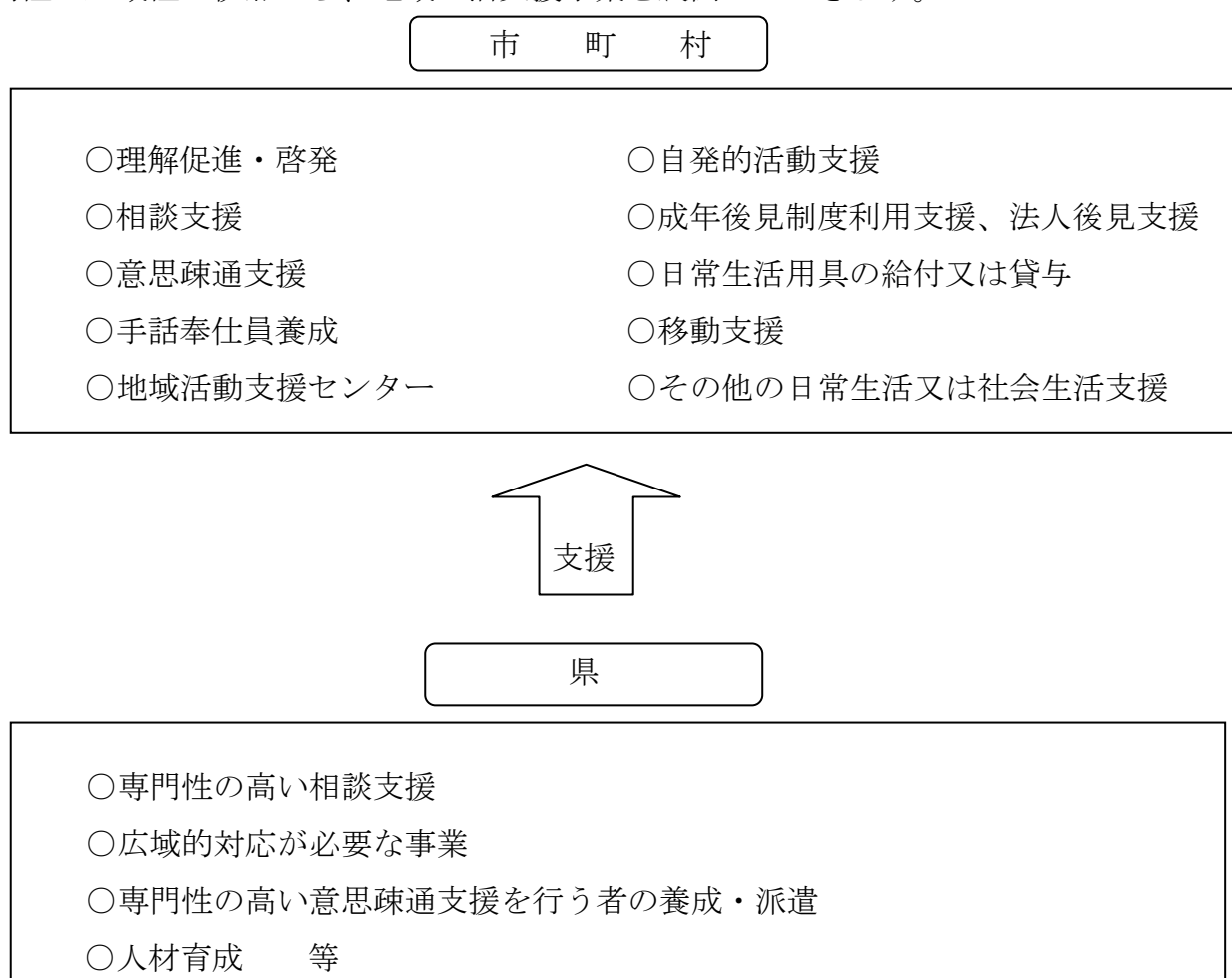


相談支援、意思疎通支援、移動支援などの地域生活支援事業は、障害のある人が安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施するものです。

相談支援、意思疎通支援、移動支援等の地域生活支援事業については、広くその利用について周知をしていく必要があります。

都道府県が行う地域生活支援事業としては、特に専門性の高い相談支援事業、広域的な対応が必要な事業や指導者育成事業などを実施することとされていることから、県は、専門性・広域性の視点から、地域生活支援事業を展開していきます。



1 専門性の高い相談支援事業

(1) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害のある人に対する支援を総合的に行う拠点として、平成 15 年 5 月に愛知県心身障害者コロニー内に、愛知県自閉症・発達障害支援センター（平成 18 年 4 月から、あいち発達障害者支援センターに改称）を開設し、相談支援（発達支援、生活

支援、就労支援を含む)、人材育成、情報発信、普及啓発などを実施しています。

引き続き、あいち発達障害者支援センターでは、発達障害のある人とその家族等に対する相談支援などの直接的支援はもとより、各ライフステージにおける支援者の育成を行うとともに、生涯を通じて一貫した支援がなされるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等各分野の関係機関との連携強化に努め、総合的な支援体制整備を進めていきます。

また、市町村に配置した「発達障害支援指導者」を活用し、平成20年度から21年度にかけて「愛知県発達障害者支援試行事業」で開発した「地域支援プログラム」及び「家族支援プログラム」の普及及び市町村の支援体制の強化に努めていきます。

なお、事業の推進に当たっては、名古屋市発達障害者支援センターと連携を図り、実施していきます。

【サービス見込量】

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)
発達障害者支援センター運営事業	1	1,400	1	1,400	1	1,400

(2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

平成18年10月から、名古屋市総合リハビリテーションセンターを県内の支援拠点機関として指定し、高次脳機能障害及びその関連障害のある人に対する専門性の高い相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を実施しています。

引き続き、名古屋市総合リハビリテーションセンターを拠点に、高次脳機能障害及びその関連障害のある人の支援を進めていきます。

【サービス見込量】

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)
高次脳機能障害及び関連機能障害支援普及事業	1	580	1	590	1	600

※ 実利用見込者数は、名古屋市総合リハビリテーションセンターにおける相談支援実人員について計上

(3) 障害児等療育支援事業

障害児への相談支援は、児童相談センターで実施するとともに、在宅での療育に関する相談、指導について、県内 13 箇所の支援・拠点施設において、障害児等療育支援事業を実施しています。

また、在宅の障害児等の地域生活を支えるため、身近な地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等への療育上の指導や助言を充実していきます。

【サービス見込量】

事業名	27年度	28年度	29年度
障害児等療育支援事業	13 箇所	13 箇所	13 箇所

(4) 障害者就業・生活支援センター運営事業

知事が指定する社会福祉法人等が運営主体となって、就労支援と生活支援を専門に担当する職員を 12 箇所の障害者就業・生活支援センターに配置し、職場定着が困難な障害のある人等に対し、就業や日常生活上の相談支援を実施し、障害のある人に対する、地域における就業面及び生活面での一体的な支援を推進していきます。

なお、人口規模（障害者数）の大きな圏域については、障害のある人の利便性を考慮し、障害者就業・生活支援センターの複数設置を検討していきます。

◆設置状況（平成 26 年 4 月 1 日現在） ＊括弧内は、活動地域

- ① 豊橋障害者就業・生活支援センター（東三河南部及び北部圏域）
- ② 知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」（知多半島圏域）
- ③ なごや障害者就業・生活支援センター（名古屋圏域）
- ④ 西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」（西三河南部東圏域）
- ⑤ 尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」（尾張西部圏域）
- ⑥ 尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」（尾張北部及び中部圏域）
- ⑦ 尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」（尾張東部圏域）
- ⑧ 西三河北部障がい者就業・生活支援センター（西三河北部圏域）
- ⑨ 海部障害者就業・生活支援センター（海部圏域）
- ⑩ 東三河北部障がい者就業・生活支援センター「ウィル」（東三河北部圏域）
- ⑪ 尾張中部障害者就業・生活支援センター（尾張中部圏域）
- ⑫ 西三河南部西障がい者就業・生活支援センター（西三河南部西圏域）

【サービス見込量】

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)	実施箇所数	実利用見込者数(人)
障害者就業・生活支援センター運営事業	12	5,000	12	5,330	12	5,680

※ 実利用見込者数は、登録者数について計上

2 広域的な支援事業

(1) 相談支援体制整備事業

平成27年度から、障害福祉サービスの利用を申請する全ての人に、サービス等利用計画の作成が必要となりました。

ア 相談支援体制整備事業

相談支援に関し圏域（名古屋市を除く11圏域）を担当するアドバイザー及び専門アドバイザーを設置し、市町村や地域の相談支援事業者からの要請に基づき、地域でのネットワーク構築に向けた指導・調整や地域単独では対応困難な事例や専門分野に係る助言、基幹相談支援センターの設置に向けた助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導など広域的な支援を行うことにより、引き続き相談支援体制の充実を進めていきます。

イ 愛知県障害者自立支援協議会

市町村の相談支援体制の充実のため、広域の見地から協議を行う場として、引き続き、愛知県障害者自立支援協議会や圏域会議を開催し、相談支援体制の状況を把握、評価していきます。

愛知県障害者自立支援協議会の協議結果については、圏域を担当する地域アドバイザーを通して市町村に対し助言・周知を図っていきます。

(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

ア 精神障害者地域精神保健福祉推進協議会

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、地域の行政機関、福祉サービス事業者、精神障害者家族会等で構成される地域精神保健福祉推進協議会を開催し、精神障害のある人の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

【12保健所で年1回開催】

イ ピアサポートの活用

社会の偏見が依然少なくない精神障害のある人にとっては、同じ悩み・苦しみを経験したピア（仲間）の存在と助言は大きな意味を持っています。

当事者が経験に基づく支援を充実する観点や、精神障害のある人が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポートの積極的な活用に努めます。【ピアサポーター実施件数 年400件】

ウ アウトリーチ訪問支援事業

精神科医療の必要な未受診者や、ひきこもり等の精神障害者に対して多職種による包括的な支援体制の確立を図ります。【アウトリーチチーム設置数 2】

エ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

災害、事故等においては、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を始めとする様々な心理的な反応が生じることから、専門的なケアが必要です。

災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応や被災によって失われた精神科病院機能への支援が円滑に行われるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備していきます。【委員会 年1回開催】

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣

(1) 手話通訳者養成研修事業

聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るために、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施していきます。【目標養成者数 年40人】

(2) 手話通訳者派遣事業

聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に手話通訳者を派遣していきます。

【年64人】

(3) 要約筆記者養成研修事業

中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、要約筆記者を養成する研修を実施していきます。【目標養成者数 年20人】

(4) 要約筆記者派遣事業

中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に要約筆記者を派遣していきます。

【年45件】

(5) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者通訳・介助員を養成する研修を実施していきます。【目標養成者数 年 20 人】

(6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を実施していきます。【23 人登録】

(7) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者及び要約筆記者の市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施されるよう、市町村相互間の連絡調整を行います。

4 人材育成等その他の事業

(1) 障害支援区分認定調査員等研修事業

障害者給付に係る認定調査等に従事する人を対象に、必要な知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るため、障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修を実施していきます。

(2) 相談支援従事者等研修事業

精神障害の理解促進や平成 27 年度から障害福祉サービスを申請する全ての人にサービス等利用計画の作成が必要となったことに伴い、これから相談支援事業等に従事する人を対象に、相談支援従事者初任者研修を実施し、必要な知識・技能を習得させ、相談支援専門員の量的確保を図ります。

また、相談支援専門員を対象に、資質の向上を図るため相談支援従事者現任研修を実施するとともに、より一層の専門性を図るための専門コース別研修を実施していきます。

【初任者研修目標修了者数 年 400 名、現任研修目標修了者数 年 200 名】

(3) サービス管理責任者等研修事業

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画作成、サービス内容の評価等を行うため配置されるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修を実施していきます。

【目標養成者数 サービス管理責任者 年 400 名／児童発達支援管理責任者 年 200 名】

(4) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るために、相談員を対象に研修を実施していきます。

【身体、知的 年各1回開催】

(5) 視聴覚障害者情報提供施設運営事業

昭和43年10月から明生会館を設置、平成27年4月からはあいち聴覚障害者センターを設置し、視聴覚障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や他人との意思疎通ができるように、個々の障害に対応した支援の充実を図ることで、情報のバリアフリー化を進めていきます。

(6) 盲人ホーム事業

自営又は雇用されることが困難な、あんま師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害のある人に対し、活動施設の提供と必要な技術の指導を、県盲人福祉連合会に委託し、実施していきます。【実施場所：明生会館盲人ホーム 定員20名】

(7) 障害者社会参加促進事業

障害のある人の社会参加と自立を促進するために、次の社会参加促進事業を実施していきます。

ア 情報支援等事業

(点字即時情報ネットワーク事業、字幕入り映像ライブラリー事業 等)

障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な人に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図っていきます。

イ 障害者IT総合推進事業

障害のある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者ITサポートセンターを拠点として、各IT関連事業を総合的かつ一体的に実施し、ITを活用して障害のある人の社会参加を一層促進していきます。

ウ 生活訓練事業

(音声機能障害者発声訓練事業、オストメイト社会適応訓練事業等)

障害のある人の生活の質的向上を図るために日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

エ 身体障害者補助犬育成事業

障害のある人の社会活動及び自立更生に役立つ補助犬の無償貸与を図るために、補助犬の育成費を助成していきます。

オ 社会参加促進事業

障害のある人の社会参加を一層促進するため、社会復帰促進事業（社会復帰促進講習会等）、広報普及啓発事業、手話奉仕員指導者養成研修事業、点訳・音訳奉仕員養成研修事業等を実施していきます。

カ スポーツ振興事業

身体、知的、精神障害者のスポーツ大会開催事業、全国障害者スポーツ大会への選手派遣事業等を実施していきます。

キ 障害者芸術活動参加促進事業

平成 28 年度第 16 回障害者芸術・文化祭など、障害のある人が作成したアート作品を広く県民が鑑賞することにより、障害に対する理解を深めるためのアート展の開催や、芸術大学等の講師や学生等が県内の障害者入所施設等を巡回し、絵画教室等の出前講座を開催していきます。